

旧氏（記載・変更・削除）請求書

東松山市長 宛て

次のとおり、旧氏及び旧氏の振り仮名の住民票への記載・住民票に記載されている旧氏の変更・削除を求めます。

				令和		年	月	日
記載を求める旧氏の振り仮名			削除を求める旧氏の振り仮名					
記載を求める旧氏			削除を求める旧氏					
氏 名		印					本人が氏名を書いた場合は、押印不要です	
生年月日		昭和・平成・令和 年 月 日生		電話番号				
住 所		東松山市						

代理人による請求の場合は、下欄に記入してください（別途委任状が必要です）。

代理人	氏 名	印					本人が氏名を書いた場合は、押印不要です
	住 所						
	電話番号		請求者との関係				

- 必要書類 ① 記載を求める旧氏から現在の氏に繋がるまでのすべての戸籍謄本等
(注) 本籍が東松山市の場合も提出が必要です。
- ② 記載を求める旧氏の振り仮名が確認できる書類（預金通帳、キャッシュカード、パスポート等）
(注) ①の戸籍に旧氏に係る氏の振り仮名の記載がある場合は不要です。
- ③ 窓口に来た方の本人確認書類
- ④（お持ちの方のみ）マイナンバーカード （注）暗証番号の入力が必要です。
- ⑤（海外転入による旧氏の再記載のみ）海外転出時の旧氏が記載された住民票の除票
(注) 再記載の場合①は不要です。海外転出時の住所が東松山市の場合も提出が必要です。
- 注意事項 ① マイナンバーカードをお持ちの方は、本人が手続きしてください。
- ② 旧氏を記載すると、次の証明書等に**氏名と旧氏**が必ず併記されます。証明書を取得する際に、その記載の有無を選択することはできません。
- ・住民票の写し ・印鑑登録証明書 ・住民票記載事項証明書
 - ・転出証明書 ・マイナンバーカード ・署名用電子証明書
- ③ 旧氏を記載すると、現在の氏か旧氏を表した印鑑のいずれかで印鑑登録ができるようになります。
- ④ 旧氏の変更は、現在の旧氏を記載した日以降に戸籍届出により変更した氏の直前の氏に限り、請求することができます。
- ⑤ 旧氏削除後の旧氏記載は、旧氏を削除した日以降に戸籍届出により変更した氏（かつ現在の氏とは異なる氏）に限り、請求することができます。

【市記入欄】

本人確認	1	☐ 個力 ☐ 免許 ☐ 旅券	添付書類	☐ 戸籍謄本等（原本）	☐ 通帳・キャッシュ			
	2	☐ ア ☐ 資 ☐ 年金		☐ 除票（原本）	☐ パスポート			
	☐ イ ☐ 通帳 ☐ 診券	☐ 委任状		☐ ()				
印鑑登録		☐ 無 ☐ 有（ ☐ 継続 ☐ 廃止 [登録証 ☐ 回収 ☐ 未回収]）						
マイナンバーカード		☐ 無 ☐ 有（ ☐ 持参 ☐ 後日 ☐ 電子証明書失効説明済） 申請書発行 ☐ 要 ☐ 不要						
CS	旧氏履歴	☐ 無 ☐ 有	記載日	年	月	日	旧氏（	）
		消除日	年	月	日	旧氏（	）	
氏が変更になった戸籍届出日			年 月 日					

受付	入力・CS	確認	交付	申請書発行